

国立大学法人京都教育大学教職員給与規程

平成16年 4月 1日 制 定
令和 5年12月18日 最終改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）に所属する教職員（以下「教職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 教職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給、本給の調整額、教職調整額とする。
 - 二 諸手当は、管理職手当、職務付加等手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、深夜手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当とする。
- 2 教職員のうち年俸制を適用する者の給与については、別に定めるところによる。

(給与の支給日)

第3条 基本給、管理職手当、職務付加等手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び義務教育等教員特別手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び深夜手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日に、17日が土曜日に当たるときは16日に、17日が月曜日で、かつ、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、18日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（以下この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与の支払)

第4条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定により、教職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

2 教職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(給与の即時払)

第5条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、教職員又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 退職し、又は解雇されたとき
- 二 教職員が死亡したとき

(給与の非常時払)

第6条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ教職員から請求があったときは、第3条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- 一 教職員又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき
- 二 教職員又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき
- 三 教職員又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき
- 四 その他特に必要と認めるとき

第2章 基本給

(本給の決定)

第7条 本給は、第2項に掲げる本給表に定める級及び号給に基づき、支給する。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- 一 一般職本給表（一）（別表第一）
- 二 一般職本給表（二）（別表第二）
- 三 教育職本給表（一）（別表第三）
- 四 教育職本給表（二）（別表第四）
- 五 教育職本給表（三）（別表第五）
- 六 医療職本給表（一）（別表第六）
- 七 医療職本給表（二）（別表第七）

（本給の特例）

第7条の2 教育職本給表（一）の適用を受ける者を除く教職員の満60歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後の本給月額を、当該教職員に適用される本給表の本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定による本給月額が、特定日の前日に当該教職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）（以下「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる教職員には、特定日以後、前項の規定により当該教職員が受ける本給月額のほか、基礎本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

3 前項の規定による「本給月額のほか、基礎本給月額との差額に相当する額」が、当該教職員の属する職務の級における最高号給の本給月額を超える場合は、同項中「基礎本給月額との差額」とあるのは、「当該教職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該教職員の受ける本給月額との差額」とする。

4 第1項の規定にかかわらず、就業規則第17条の2第2項ただし書きの適用を受ける教職員の特定日は、満61歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日とする。

5 満60歳に達している者を、満60歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日以後に新たに採用する場合の本給月額は、前4項の規定を準用する。この場合、第1項中「当該教職員に適用される本給表の本給月額」を「特定日の前日に採用したとする場合に適用される本給表の本給月額」と読み替える。

（初任給）

第8条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（昇格）

第9条 勤務成績が良好な教職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 教職員を昇格させる場合、その者の号給は、別に定めるものとする。

（降格）

第10条 就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（昇給）

第11条 教職員の昇給は、第13条に定める日に、同日前において、第13条で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該教職員が就業規則第37条の規定による懲戒処分を受けたこと、その他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない教職員の昇給の号給数を4号給（次の各号に掲げる教職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定

める基準に従い決定するものとする。

一 一般職本給表（一）の適用を受ける教職員でその職務が7級以上であるもの

二 教育職本給表（一）の適用を受ける教職員（以下「大学教員」という。）でその職務が5級であるもの

3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える教職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（特別の場合の昇給）

第12条 教職員が就業規則第36条第一号の規定により表彰された場合その他特に必要と認められる場合には、前条及び次条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

（昇給の時期）

第13条 第11条の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

（本給の調整額）

第14条 教職員の職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の教職員と比べ、著しく特殊であると認められる教職員については、本給の調整額を支給することができる。

2 前項の規定により本給の調整額を支給する教職員は、別表第八に掲げる教職員とする。

3 本給の調整額は、当該教職員に適用される本給表及び職務の級に応じて、別表九に掲げる調整基本額（その額が本給月額額の100分の4.5を超えるときは、本給月額額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第八の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

4 第7条の2の適用を受ける教職員に対する前項の適用については、前項に「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

5 前4項に規定するもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は別に定める。

（教職調整額）

第15条 京都教育大学附属学校規程第1条に規定する附属学校（以下「附属学校」という。）に勤務する教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける教員（以下「附属学校教員」という。）のうち、その属する級がこれらの本給表の1級又は2級である者には、所定労働時間外の勤務を含む職務と勤務形態の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額は、その者の本給の100分の4に相当する額とする。

第3章 諸手当

（管理職手当）

第16条 管理職手当は、次表の管理又は監督の地位にある職を占める教職員に、右欄に定める額を支給する。

教職員の占める職	職務の級	支給額
事務局長	10級	139,000円
	9級	130,000円
	8級	117,000円
事務局次長（部長相当）	8級	83,000円
	7級	78,000円
課長	6級	63,000円
	4級・5級	60,000円
副学長		100,000円

附属図書館長（副学長でない者に限る。）	65,000円
教育創生リージョナルセンター機構長	65,000円
附属学校（園）長（2以上の校・園の長を併任する場合に限る。）	75,000円
附属学校（園）長	70,000円
附属学校 副校（園）長	60,000円

2 前項に規定する教職員には、第24条及び第25条の規定は適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員が管理職手当を支給する二以上の職に該当する場合は、支給額の最も高い職に応じた管理職手当を支給する。

（職務付加等手当）

第16条の2 職務付加等手当は、次表の著しく負担のかかる職務を付加された教職員に、右欄に定める額を支給する。

教職員に付加される職務	支給額
学長補佐	35,000円
連合教職実践研究科の系主任（副学長を除く。）	35,000円
附属学校主事	35,000円
主幹教諭	35,000円
産業医	10,000円
衛生管理者	3,000円

（初任給調整手当）

第17条 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員には、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当を支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（扶養手当）

第18条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族は、次の各号の一に該当する者であつて、他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 四 満60歳以上の父母及び祖父母
- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額を、前項各号に定める扶養親族たる者に応じ、次表に掲げる額とする。

前項に定める扶養親族たる者	扶養手当の月額
第一号（配偶者）、第三号から第六号（以下「父母等」という。）	一人につき6,500円 （教育職本給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が5級である教職員（以下「教（一）5級教員」という。）にあつては一人につき3,500円）
第二号（子）	一人につき10,000円

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第18条の2 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第三号又は第五号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、扶養親族がない教職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれが退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている教職員に更に第1項第一号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている教職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教（一）5級教員が教（一）5級教員以外の教職員となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教（一）5級教員以外の教職員が教（一）5級教員となった場合
 - 五 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 4 前条及び前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（地域手当）

第19条 地域手当は、全ての教職員に支給する。

- 2 地域手当の月額額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に、100分の10を乗じて得た額とする。
- 3 国立大学法人の職員、大学共同利用機関法人の職員、独立行政法人の職員及び国家公務員（以下「国家公務員等」という。）が、学長の要請により、引き続き教職員となった場合（教職員が任命権者の要請により国家公務員等になった後、再び教職員となった場合を除く。）において、一般職（一）の本給表の適用を受け、職務の級を1級から4級に決定され、教職員となった日の前日に受けていた地域手当に相当する手当の支給割合が100分の10を超えていた（教職員となった日の前日の勤務地に6ヶ月を超えて勤務していた場合に限る。）ときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 教職員となった日から同日以後1年を経過する日までの期間
教職員となる日の前日に受けていた地域手当に相当する手当の支給割合
 - 二 教職員となった日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）
教職員となる日の前日に受けていた地域手当に相当する手当の支給割合の100分の80を乗じて得た割合

（住居手当）

第20条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（国等から貸与された宿舎に居住している教職員その他別に定める教職員を除く。）に支給する。

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
- 一 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - 二 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。（通勤手当）

第21条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- 一 通勤のため公共交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする教職員（公共交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって公共交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる教職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- 三 通勤のため公共交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（公共交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、公共交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- 一 通勤のため公共交通機関を利用する教職員（前項第一号に掲げる教職員）

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（特別急行列車等の乗車に係る特別料金を含まない金額。以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の公共交通機関を利用する者として当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 通勤のため自動車等を使用することを常例とする教職員（前項第二号に掲げる教職員）

次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合には、その額に100分の50を乗じて得た額）とする。

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 12,900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 18,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 21,600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満 24,400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 26,200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上 31,600円

三 通勤のため公共交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（前項第三号に掲げる教職員）

前二号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月に支給する。

4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

6 第2項第二号の「平均1箇月当たりの通勤所要回数」は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12（採用期間が12箇月未満の教職員にあつては、通勤手当を支給することとなる月数）で除して得た数とする。

7 前6項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（単身赴任手当）

第22条 人事交流等学長の要請により国家公務員等から引き続き教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該採用の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、支給の期間は採用の日から5年を限度とする。

2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である教職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第23条 著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の各号に掲げる手当とする。

- 一 高所作業手当
- 二 教員特殊業務手当
- 三 教育実習指導手当
- 四 教育業務連絡指導手当
- 五 入学試験業務手当
- 六 受託事業等実施手当
- 七 大学主催事業実施手当
- 八 教員免許状更新講習実施手当

（高所作業手当）

第23条の2 高所作業手当は、施設課に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき200円（当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円）とする。ただし、作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、手当額に100分の60を乗じて得た額とする。

（教員特殊業務手当）

第23条の3 教員特殊業務手当は、大学教員又は附属学校教員（職務の級が2級又は1級の者に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に負担を与える程度が別に定める程度に及ぶときに支給する。ただし、大学教員については、第一号に掲げる業務に従事した場合（第16条に規定する管理職手当を受ける教職員を除く。）に限る。

一 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

イ 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）、生徒又は学生の保護又は緊急の防災若しくは復旧の作業

ロ 児童、生徒又は学生の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ハ 児童、生徒又は学生に対する緊急の補導業務

二 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

三 別に定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は国立大学法人京都教育大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「労働時間等規程」という。）第6条に規定する休日（休日には、振替対象となる場合の休日を含むものとし、次号、第五号、第六号、第23条の6及び第23条の9において「休日等」という。）に行うもの

四 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動を行う。）における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの

五 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日等に行うもの

六 入試説明会、オープンスクールなどの学校説明会における児童・生徒又は保護者等への案内、説明等の業務で休日等に行うもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号イの業務 6,400円（被害が特に甚大な非常災害（別に定めるものに限る。）の際に、別に定める心身に著しい負担を与える業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

二 前項第一号ロ及びハの業務 6,000円

三 前項第二号及び第三号の業務 2,900円

四 前項第四号の業務 2,000円

五 前項第五号の業務 4,000円

六 前項第六号の業務 3,500円

（教育実習指導手当）

第23条の4 教育実習指導手当は、各附属学校に所属する副校（園）長、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が、大学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又は別に定めるこれに準ずる業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき1,100円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第23条の5 教育業務連絡指導手当は、各附属学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次の表に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

学 校	主 任 等
附属桃山小学校	教務主任，研究主任，教育実習主任
附属桃山中学校	教務主任，学年主任，生徒指導主事，研究主任，教育実習主任
附属京都小中学校	教務主任，学年主任，生徒指導主事，研究主任，教育実習主任
附属高等学校	教務主任，学年主任，生徒指導主事，進路指導主事，研究主任，教育実習主任

2 前項の手当の額は，業務に従事した日1日につき200円とする。

(入学試験業務手当)

第23条の6 入学試験業務手当は，教職員(附属学校教員を除く。)が次に掲げる入学者選抜における試験実施等の業務に従事した場合(大学教員以外の者については休日等に当該業務に従事した場合に限る。)に支給する。ただし，第16条に規定する管理職手当を受ける者には支給しない。

- 一 学部の入学者選抜試験(以下「入試」という。)
- 二 大学院の入試
- 三 特別支援教育特別専攻科の入試
- 四 大学入学共通テスト
- 五 各附属学校の入試

2 前項の手当の額は，4,000円にその従事した業務に応じ，別に定める調整数を乗じて得た額とする。

(受託事業等実施手当)

第23条の7 受託事業等実施手当は，大学教員及び附属学校教員が次に掲げる本学受託事業実施のため各号に定める業務に従事した場合に当該各号に定める額を支給する。

- 一 京都府教育委員会との10年期研修講座(連携講座)受託事業
講座における授業を担当した場合 1時間につき7,800円
- 二 文部科学省との幼稚園教員資格認定試験受託事業
認定試験に係る試験実施委員会，本部業務，試験監督，救急救護等の業務に従事した場合 1時間につき3,000円
- 三 文部科学省との社会教育主事講習受託事業
講習における講義・演習を担当した場合 1時間につき6,000円
- 四 京都府教育委員会及び京都市教育委員会において採用が内定された者を対象とするスペシャリスト教職支援プログラム
当該プログラムの講義・演習の業務に従事した場合 1時間につき4,000円

(大学主催事業実施手当)

第23条の8 大学主催事業実施手当は，次に掲げる本学主催事業実施のため次の各号に定める業務に従事した場合に当該各号に定める額を支給する。

- 一 大学開放等事業
教職員が，休日等に実施する次に掲げる大学開放等事業において，大学の計画により当該実施日の担当委員会，各企画，受付，案内，救護及び施設保全等の業務に従事した場合(ただし，第16条に規定する管理職手当を受ける者が業務に従事した場合を除く。)
 - イ ふれあい伏見フェスタ事業
 - ロ オープンキャンパス事業
 - ハ ホームカミングデー事業1日につき3,500円
- 二 公開講演会事業
大学教員又は附属学校教員が，地域連携・広報委員会が計画し実施した公開講演会の講師の業務に従事した場合
1時間につき8,000円
- 三 公開講座事業
大学教員又は附属学校教員が，地域連携・広報委員会が計画し実施した公開講座の講師の業務に従事した場合
1時間につき2,000円

第23条の9 削除

(業務に従事した時間数の取り扱い)

第23条の10 第23条の7及び第23条の8の手当の額は，給与期間における業務に従事した時間数の合計により計算するものとする。

2 前項の合計した時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数が30分を超える場合については1時間に切り上げるものとし、端数が30分以下の場合については規定の支給額の半額を前項により計算した額に加算するものとする。

(超過勤務手当)

第24条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、所定の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の労働時間を超えてした勤務の時間(同第6条に規定する休日において、業務上の必要により勤務することを命ぜられ勤務した時間を含む。)が1ヶ月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前項に定めるもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(休日給)

第25条 労働時間等規程第6条に規定する休日において、業務上の必要により勤務することを命ぜられた教職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する超過勤務手当が支給される場合には、休日給は支給しない。

(深夜手当)

第25条の2 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額を深夜手当として支給する。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下本条、次条、平成22年規程第57号附則第2項第三号及び第四号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(死亡を含む。以下本条、次条、平成22年規程第57号附則第2項第三号及び第四号において同じ。)し、又は解雇された教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日(退職し、又は解雇された教職員にあっては、退職し、又は解雇された日。以下本条、次条、平成22年規程第57号附則第2項第三号及び第四号において同じ。)現在において教職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(次表(1)に定める教職員にあっては、基本給及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の教職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額。以下次条において同じ。)を基礎として、次表(2)に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 職制上の段階、職務の級等による加算率

教職員の区分		加算率
本給表	職務の級	
一般職本給表(一)	10級・9級・8級	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職本給表(二)	5級	100分の10
	4級・3級※	100分の5
教育職本給表(一)	5級※	100分の20
	5級・4級※	100分の15

	4級・3級	100分の10
	2級※	100分の5
教育職本給表（二）	4級	100分の15
	3級・2級※	100分の10
	2級※	100分の5
教育職本給表（三）	4級	100分の15
	3級・2級※	100分の10
	2級※	100分の5
医療職本給表（一）	5級	100分の10
	4級・3級・2級※	100分の5
医療職本給表（二）	4級	100分の10
	3級・2級※	100分の5

※別に定める基準を満たすもの

(2) 期別支給割合

基準日	割合
6月1日	100分の122.5
12月1日	100分の122.5

(3) 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 3 前項に規定する在職期間は教職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6ヶ月以内の期間において、人事交流により他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、国の機関又は地方公共団体（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員から引き続き本学の教職員となった場合にその者が人事交流の直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を教職員として在職した期間に算入する。
- 4 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 教職員が次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
 - 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までに就業規則第37条第2項第四号に定める懲戒解雇の処分を受けた教職員
 - 二 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までに退職し又は解雇された教職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - 三 第6項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 6 支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査

により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

7 前6項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は解雇された教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の教職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給及びこれに対する地域手当の月額合計額(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間別支給割合

勤 務 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上 6箇月未満	100分の95
5箇月以上 5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上 5箇月未満	100分の80
4箇月以上 4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上 4箇月未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上 3箇月未満	100分の40
2箇月以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上 2箇月未満	100分の20
1箇月以上 1箇月15日未満	100分の15
15日以上 1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

3 前条第5項及び第6項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

4 前3項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第28条 附属学校に勤務する副校(園)長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 教育職本給表(二)の適用を受ける者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第十イに掲げる額

二 教育職本給表(三)の適用を受ける者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号に対応する別表第十ロに掲げる額(ただし、幼稚園に勤務する教員については、別表第十ロに掲げる額の100分の150を乗じて得た額)

3 第7条の2の適用を受ける教職員に対する前項の適用については、前項各号に「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

第4章 給与の特例等

(休職者の給与)

- 第29条** 教職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第14条第1項第一号に基づき、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 教職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾患にあっては2年）に達するまでは、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 教職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 教職員が就業規則第14条第1項第六号に基づき休職を命ぜられた場合には、給与を支給しない。
- 5 教職員が休職（前4項の休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、その都度定める。

(育児休業者の給与)

第30条 国立大学法人京都教育大学教職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）により育児休業、育児短時間勤務及び出生時育児休業をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業及び出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業及び出生時育児休業をしている教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- イ 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員
- ロ 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある教職員
- 三 育児休業及び出生時育児休業をした教職員が職務に復帰した場合において、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第13条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- 四 教職員が育児短時間勤務（育児休業規程第11条に規定する短時間勤務をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、育児休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業取得者の給与)

第31条 国立大学法人京都教育大学介護休業等に関する規程（以下「介護休業規程」という。）により介護休業及び介護短時間勤務をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 二 介護休業をしている教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- イ 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員
- ロ 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある教職員
- 三 介護休業をしていた教職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

2 前項に規定するもののほか、介護休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(サバティカル研修適用者の給与)

第31条の2 教職員が就業規則第35条の2のサバティカル研修の適用を受けた場合、通常勤務したものとみなし、給与規程で定める給与を支給する。ただし、1ヶ月以上のサバティカル研修の適用を受けかつ職務の全部を免除された場合は、基本給及び地域手当の100分の80を支給する。

(高齢者部分休業取得者の給与)

第31条の3 国立大学法人京都教育大学高齢者部分休業に関する規程により高齢者部分休業をする教職員の給与については、第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第32条 教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(本給の半減)

第33条 前条の規定にかかわらず、教職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は就業規則第45条による就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあつては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(日割計算)

第34条 新たに教職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 教職員が退職し、又は解雇した場合には、その日までの給与を支給する。

3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から労働時間等規程第6条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、教職調整額、管理職手当、職務付加等手当、初任給調整手当、地域手当及び義務教育等教員特別手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第35条 第30条から第32条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及びこれに対する地域手当の月額、管理職手当、職務付加等手当、義務教育等教員特別手当並びに初任給調整手当の月額の合計額を1ヶ月当たりの平均所定労働時間数(当該年度の年間所定労働日数を当該年度の月数で除して得た数に1日の所定労働時間を乗じて得た数(小数点第3位以下の端数は切捨て))で除して得た額とする。

(端数計算)

第36条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第37条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第38条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第39条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第21条第2項第一号の規定は、平成16年10月1日から適用し、施行日から平成16年9月30日までは従前の例による。
- 2 国立大学法人法附則第4条により教職員となったもので平成11年4月1日(以下「基準日」という。)に在職し、50歳を超え55歳を超えない教職員(一般職俸給表(二)の適用を受ける職員(以下「特例職員」という。))にあっては52歳を超え57歳を超えない職員(以下「特例職員以外」の教職員)のうち特例職員以外の教職員で基準日において53歳を超えているもの及び特例職員については55歳(特例職員にあっては57歳)に達した後もなお従前の例により一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第8条第6項又は人事院規則9-8(初任給,昇格,昇給等の基準)(以下「規則9-8」という。)第35条の規定により昇給させることができ、特例職員以外の職員で基準日において53歳を超えていないものについては、55歳に達した日後も1回に限り昇給させることができる。ただし、特例職員以外の教職員で基準日において53歳を超えていないものうち、55歳に達した日の翌日からこの項の規定による昇給をさせようとする日までの間においてその属する職務の級又はその受ける俸給月額に異動のあった教職員で当該異動後の俸給月額を決定する際の計算の過程においてこの項の規定による昇給をしたこととされたものその他人事院の定める教職員については、この項の規定による昇給をさせることができない。
- 3 この規程の施行の前日に給与法の適用を受けていた教職員及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき設立された法人に在職していたもの(基準日に給与法の適用を受けていたものに限る。)が教職員となった場合には前項を適用する。
- 4 基準日において地方公務員であったもので、基準日以後に人事交流により教職員となったものについて第2項を適用する。
- 5 この規程第1条に規定する教職員のうち、施行日の前日において、給与法第6条第1項に規定する本給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第8条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表については一般職本給表とし、教育職俸給表については教育職本給表とし、医療職俸給表(二)については医療職本給表(一)とし、医療職俸給表(三)については医療職本給表(二)とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。
- 6 前項の適用を受ける教職員の施行日における本給については、別に辞令を発せられない限り、当該教職員が施行日の前日に受けていた級及び号俸と同一とする。ただし、昇格又は第11条にかかわらず昇給させることとなる教職員については、給与法及び規則9-8の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給を決定する。
- 7 初任給,昇格,昇給等の基準は、細則を定めるまで、規則9-8及び施行日の前日におけるその他の人事院規則等を準用する。
- 8 単身赴任手当について施行日の前日に支給の対象となっている者については、なお従前のおりとする。

附 則 (平成16年規程第202号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年規程第220号)

この規程は、平成17年3月17日から施行し、平成16年9月1日から適用する。

附 則 (平成17年規程第19号)

- 1 この規程は、平成17年12月19日から施行し、平成17年12月1日から適用する。
- 2 この規程施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、別表第一から第七までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える号給を受けていた職員の施行日における本給月額(以下「新本給月額」という。)は、次の算式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×
その者の施行日の前日における本給月額 — 施行日の前日におけるその者の属する職務の級に
(以下「旧本給月額」という。) — における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高号給とその1号給下位の号給との差額

+

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

- 3 前項の規定により新本給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の教職員給与規程第11条第2項ただし書きの規定の適用については、その者の旧本給月額を受けていた期間をその者の新本給月額を受ける期間に通算するものとする。
- 4 今回の改正に伴い、その他必要な事項については、改正後の給与法、人事院規則等を準用するものとする。

附 則（平成17年規程第30号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する教職員の施行日における職務の級及び号給については、別に定める。
- 3 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける改正後の規程による本給月額（以下「新本給月額」という。）が同日において受けていた本給月額（平成24年規程第12号施行の日以降は当該本給月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。））に達しないこととなる教職員（別に定める教職員を除く。）には、当面の間、新本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年規程第57号附則第2項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定教職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。））を本給として支給することができるものとする。
- 4 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 5 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前二項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 平成19年1月1日の昇給時期においては、第11条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号給」とあるのは「2号給」、「3号給」とあるのは「1号給」として、これを適用する。
- 7 平成22年3月31日までの間においては、第11条第2項中「4号給」とあるのは「3号給」、「3号給」とあるのは「2号給」、同条第3項中「4号給」とあるのは「3号給」、「3号給」とあるのは「2号給」、「2号給」とあるのは「1号給」として適用する。
- 8 第14条の規定により本給の調整を行う職を占める教職員（次項において「本給の調整額適用教職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、改正後の別表第九の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を本給の調整額として支給する。
 - 一 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - 二 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - 三 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - 四 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 9 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - 一 施行日の前日から引き続き本給の調整額適用職員（第三号に該当する職員を除く。）である教職員 同日にその者に適用されていた調整基本額（平成21年規程第43号施行の日（以下こ

の項において「基準日」という。)以降は当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額)

二 施行日以後に新たに本給の調整額適用職員となった教職員(次号に該当する教職員及び施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。)施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員になったとした場合に改正前の給与規程(次号において「改正前の規程」という。)及びこれに基づく細則等の規定により同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規程第14条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額(基準日以降は当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額)

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員(施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。)施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに本給の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合。以下この号において同じ。)に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規程第14条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額(基準日以降は当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額)

イ 俸給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合

ロ 基準級より下位の職務の級に降格をした場合

ハ 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

四 施行日以後に、他の国立大学法人等から人事交流等により新たに本給表の適用を受けることとなった教職員 当該教職員が施行日の前日に本給表の適用を受ける職員であったものとみなして前二号の規定を適用した場合の額

10 今回の改正に伴い、その他必要な事項については、改正後の給与法、人事院規則等を準用するものとする。

附 則(平成18年規程第49号)

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成18年規程第65号)

この規程は、平成19年3月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、改正後の第16条第1項の規定は、平成18年8月1日から適用する。

附 則(平成18年規程第80号)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当の経過措置)

2 施行日の前日から引き続き同一の職を占める教職員で、その者の受ける改正後の規定による管理職手当が同日において受けていた管理職手当に達しないこととなる教職員(配置換及び併任期間の更新の場合を除く。)には、改正後の規定による管理職手当(平成22年規程第57号附則第3項の規定が適用される教職員にあつては、同項の規定による管理職手当)のほか、改正後の規定による管理職手当と施行日前に受けていた額(平成24年規程第12号施行の日以降は同額に100分の99.1を乗じて得た額)との差額に相当する額(平成22年規程第57号附則第3項の規定が適用される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給することができるものとする。

(人事交流により採用する附属学校教員の初任給の決定等)

3 施行日以降に地方教育職員から人事交流により新たに本給表の適用を受けることになった附属学校教員の初任給の決定等必要な事項については、「平成19年4月1日以降に人事交流により採用する附属学校教員の初任給決定及び昇給に関する細則」に定めるところによる。

附 則(平成19年規程第16号)

この規程は、平成19年6月26日から施行し、平成19年6月1日から適用する。

附 則(平成19年規程第40号)

この規程は、平成19年12月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年規程第93号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第19号）

この規程は、平成20年7月14日から施行する。

附 則（平成20年規程第33号）

この規程は、平成20年9月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年規程第40号）

この規程は、平成20年11月17日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平成20年規程第63号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第1号）

この規程は、平成21年4月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年規程第6号）

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第26条第2項表（2）期別支給割合の適用については、次表のとおりとする。

基準日	割合
6月1日	100分の125

3 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第27条第2項の適用については、「100分の75」とあるのは、「100分の70」とする。

附 則（平成21年規程第35号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第43号）

1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。ただし、改正後の第23条の3第1項第三号並びに第2項第三号及び第五号、第23条の4第2項、第23条の6第1項並びに第2項及び第23条の9第1項並びに第2項の規定については、平成21年4月1日から適用する。

（住居手当の経過措置）

2 改正前の第20条第1項第二号に該当し、住居手当の支給を受ける教職員及び施行日の前日までに同号に該当することとなり届出を行った教職員（施行日以後の届出については、要件を具備した日から15日を経過するまでの届出に限る。）の住居手当については、当該住居手当に係る住宅が新築又は購入された日から起算して5年を経過するまでの間、従前のとおり支給する。

（平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における教育実習指導手当の特例）

3 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における第23条の4第2項の適用については、「1,000円」とあるのは「1,500円」とする。

附 則（平成21年規程第70号）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 「国立大学法人京都教育大学初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則」の制定に伴い、「平成19年4月1日以降に人事交流等により採用する附属学校教員の初任給決定及び昇給に関する細則」は廃止する。

附 則（平成22年規程第20号）

この規程は、平成22年10月4日から施行し、平成22年8月1日から適用する。ただし、改正後の第23号第2項第九号の規定については、平成21年4月1日から適用し、改正後の別表第八の規定（学校教育法に係る部分に限る）については、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成22年規程第40号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第57号）

1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。

（55歳を超える教職員の本給月額等の減額について）

- 2 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び附則第4項から附則第5項において「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（平成22年4月1日前に55歳に達した教職員にあっては、本規程の施行の日。）（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後（平成22年4月1日前に55歳に達した教職員については、本規程の施行の日後）に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 本給月額 当該特定教職員の本給月額（当該特定教職員が第33条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定教職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第5項及び第6項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教職員の本給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第5項において、「本給月額減額基礎額」という。））
 - 二 地域手当 当該特定教職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
 - 三 期末手当 それぞれその基準日現在において、当該特定教職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第2項表（1）の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項表（2）に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項表（3）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同項表（1）の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項表（2）に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項表（3）に定める割合を乗じて得た額）
 - 四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において、当該特定教職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第2項表（1）の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第2項表（1）の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
 - 五 第29条第1項から第3項まで又は第5項の規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第29条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第29条第2項 第一号から第三号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第29条第3項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第29条第5項 第一号から第三号に定める額に同項の規定により当該特定教職員に支給

される給与に係る割合を乗じて得た額

- 六 第31条の2の規定により支給される給与 第一号から第四号に定める額（第31条の2ただし書に定める給与を支給される当該特定教職員にあっては、第一号及び第二号に定める額に100分の80を乗じて得た額並びに第三号及び第四号に定める額）

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	6級
教育職本給表（一）	5級
教育職本給表（二）	4級
教育職本給表（三）	4級

（附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員等の管理職手当について）

- 3 附則第2項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が附則第2項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定教職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（平成22年4月1日前に55歳に達した教職員にあっては、本規程の施行の日。）（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後（平成22年4月1日前に55歳に達した教職員については、本規程の施行の日後）に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以降の管理職手当は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合等について）

- 4 附則第2項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（特定教職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出について）

- 5 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第24条から第25条の2、第30条第1項第四号、第31条第1項第一号及び第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第35条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1ヶ月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1ヶ月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（附則第2項に係る勤勉手当の総額について）

- 6 附則第2項の規定が適用される間、第27条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同条第1項の適用を受ける教職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じて得た額の範囲内とする。

（附則第2項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算について）

- 7 附則第2項第二号から第四号及び第5項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

附 則（平成22年規程第101号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号給の調整）

- 2 平成23年4月1日において、43歳に満たない教職員（昭和43年4月2日以降に生まれた教職員をいう。）のうち、平成22年1月1日において第11条第1項の規定により昇給した教職員及び当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成23年規程第28号）

この規程は、平成24年1月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年規程第50号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第12号）

- 1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。ただし、改正後の第23条の3第2項第五号及び第六号、第23条の4第2項、第23条の6第2項及び次項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（平成24年4月1日における号給の調整）

- 2 平成24年4月1日において、36歳に満たない教職員（昭和51年4月2日以降に生まれた教職員をいう。）のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

（特例期間における本給月額）

- 3 施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における本給月額（平成17年規程第30号附則第3項から第5項の規定による本給を含み、当該教職員が第33条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半減を減ぜられた本給月額（平成17年規程附則第3項から第5項の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に当該教職員に適用される次の表に掲げる本給表及び職務の級の区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割 合
一般職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職本給表（二）	2級以下	100分の3.57
	3级以上	100分の7.77
教育職本給表（三）	2級以下	100分の3.57
	3级以上	100分の7.77
医療職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77

（特例期間における手当額等）

- 4 特例期間における次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額（平成18年規程第80号附則第2項の規定による管理職手当を含む。以下同じ。）に100分の10を乗じて得た額

二 地域手当 当該教職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

三 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

四 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

五 第29条第1項から第3項まで又は第5項の規定により支給される給与（休職者の給与）
当該教職員に適用される次のイからニまでに掲げる規程の区分に応じ当該イからニまでに定める額

イ 第29条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 第29条第2項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第29条第3項 前項及び第二号に定める額に、同条第3項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第29条第5項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に、同条第5項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

六 第31条の2の規定により支給される給与（サバティカル研修適用者の給与） 前項及び第二号から第四号に定める額（第31条の2ただし書に定める給与を支給される当該教職員にあっては、前項及び第二号に定める額に100分の80を乗じて得た額並びに第三号及び第四号に定める額）

（特例期間における勤務1時間当たりの給与額）

5 特例期間においては、第24条から第25条の2、第30条第1項第四号、第31条第1項第一号及び第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第35条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額を1ヶ月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び管理職手当の月額並びにこれに対する地域手当の合計額を1ヶ月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（特例期間における55歳を超える教職員の本給月額等）

6 特例期間においては、平成22年規程第57号附則第2項の規定の適用を受ける教職員に対する第3項、第4項第二号から第六号まで並びに第5項の規定の適用については、第3項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から平成22年規程第57号附則第2項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第4項第二号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から平成22年規程第57号附則第2項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第三号中「期末手当」とあるのは「期末手当の額から平成22年規程第57号附則第2項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年規程第57号附則第2項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項並びに第二号及び第三号」と、同号ハ中「前項及び第二号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項及び第二号」と、同項第六号中「前項及び第二号から第四号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項及び第二号から第四号」と、「前項及び第二号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項及び第二号」と、「第三号及び第四号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた第三号及び第四号」と、第5項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年規程第57号附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じて得た額に」とする。

（特例期間における給与額算定上の端数処理）

7 第3項から第6項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年規程第34号）

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第36号）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号給の調整）

2 平成25年4月1日において、39歳に満たない教職員（昭和49年4月2日以降に生まれた教職員をいう。）のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年

1月1日の第11条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成25年規程第28号）

この規程は、平成25年9月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則（平成25年規程第146号）

1 この規程は、平成26年1月31日から施行する。

（特別調整手当）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する教職員のうち次に掲げる教職員を除く教職員に対し、当該教職員の施行日における本給月額（平成17年規程第30号附則第3項から第5項の規定による本給を含み、平成22年規程第57号附則第2項の規定の適用を受ける教職員については、同項第一号に定める額に相当する額を減じた後の額）に当該教職員に適用される次の表に掲げる本給表及び職務の級の区分に応じて定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を特別調整手当として、平成26年2月の給与支給日に支給する。

一 国立大学法人京都教育大学就業規則（以下「就業規則」という。）第14条第1項の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員

二 就業規則第21条に規定する再雇用の教職員

三 就業規則第33条第1項の規定により育児休業をしている教職員

四 就業規則第34条第1項の規定により介護休業をしている教職員

五 就業規則第37条第2項の規定により出勤停止にされている教職員

六 国立大学法人京都教育大学教員の人事等に関する特例規程第11条に規定する大学院修学休業をしている教職員

七 教職キャリア高度化センター特任教員に関する特例規程により雇用されている教職員

八 連合教職実践研究科特任教員に関する特例規程により雇用されている教職員

九 国立大学法人京都教育大学特定教員に関する規程により雇用されている教職員

本給表	職務の級	割合
一般職本給表（一）	2級以下	100分の18.30
	3級から6級まで	100分の29.81
一般職本給表（二）	3級以下	100分の18.30
教育職本給表（一）	3級及び4級	100分の29.81
	5級	100分の37.49
教育職本給表（二）	2級以下	100分の13.70
	3級以上	100分の29.81
教育職本給表（三）	2級以下	100分の13.70
	3級以上	100分の29.81
医療職本給表（一）	3級以上	100分の29.81

3 前項にかかわらず、平成25年4月1日以降に教職員となり、教職員となった日からこの規程の施行日までの間における平成24年規程第12号附則第3項により減ずることとなる合計額が前項の額より少ない教職員については、この額を特別調整手当として支給する。

4 前2項の規定にかかわらず、平成25年4月1日からこの規程の施行日までの間に第2項各号に定める教職員としての期間があり、平成25年4月1日からこの規程の施行日までの間における平成24年規程第12号附則第3項により減ずることとなる合計額が、前2項の額より少ない教職員については、この額を特別調整手当として支給する。

附 則（平成25年規程第164号）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年4月1日における号給の調整）

2 平成26年4月1日において、45歳に満たない教職員（昭和44年4月2日以降に生まれた

教職員をいう。)のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 削除

附 則 (平成26年規程第11号)

1 この規程は、平成26年11月26日から施行する。ただし、改正後の第21条第2項第二号、別表第一から別表第七及び次項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(特定教職員の地域手当について)

2 平成22年規程第57号附則第2項に規定する特定教職員の地域手当は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額を減じた後の本給月額(平成17年規程第30号附則第3項から第5項の規定による本給を含み、当該教職員が第33条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた本給月額(平成17年規程附則第3項から第5項の規定による本給を含む。)をいう。以下同じ。)を地域手当の算出基礎となる本給月額として、第19条第2項の規定により算出した額とする。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

3 平成27年3月31日までの間における第11条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「3号給」と、「3号給」とあるのは、「2号給」とする。

(平成26年12月に支給する勤勉手当について)

4 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第27条第2項の規定の適用については、「100分の75」とあるのは、「100分の82.5」と、平成22年規程第57号附則第6項の規定の適用については、「100分の1.125」とあるのは、「100分の1.2375」と、「100分の75」とあるのは「100分の82.5」とする。

附 則 (平成26年規程第38号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(職務付加等手当の経過措置)

2 この規程の施行の日の前日に改正前の第16条第1項に規定する管理職手当が支給されていた附属学校主事及び主幹教諭のうち、この規程の施行の日以降も引き続き、同じ職務を付加されることにより、改正後の第16条の2に規定する職務付加等手当が支給される者については、同条に定める支給額「35,000円」を「38,500円」として支給する。

附 則 (平成27年規程第4号)

1 この規程は、平成27年6月2日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

2 削除

附 則 (平成27年規程第21号)

1 この規程は、平成27年12月31日から施行する。

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける改正後の規程による本給月額(以下「新本給月額」という。)が同日において受けていた本給月額(平成18年3月31日において受けていた本給月額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しない場合は、その額)に達しないこととなる教職員(別に定める職員は除く。)には、当面の間、新本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給するものとする。なお、平成22年規程第57号附則第2項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定教職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を本給として支給するものとする。

3 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)につ

いて、同項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定を準じて、本給を支給する。

- 4 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前二項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要と認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、本給を支給する。

附 則（平成27年規程第26号）

- 1 この規程は、平成28年3月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の第22条第2項及び附則第5項の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける改正後の規定による本給月額（以下「新本給月額」という。）が同日において受けていた本給月額（平成18年4月1日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員は、同日において受けていた本給月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しない場合は、その額）に達しないこととなる教職員（別に定める教職員は除く。）には、平成30年3月31日までの間、新本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給するものとする。なお、平成22年規程第57号附則第2項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定教職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を本給として支給するものとする。
- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて本給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要と認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて本給を支給する。

改正後の第22条第2項及び附則第5項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

5 削除

（平成27年の勤勉手当）

- 6 附則第1項の規定にかかわらず、第27条第2項に規定する「100分の80」は、平成27年6月1日基準日においては「100分の75」、同年12月1日基準日においては「100分の85」と、平成22年規程第57号附則第6項に規定する「100分の1.2」及び「100分の80」は、平成27年6月1日基準日においては「100分1.125」及び「100分の75」、同年12月1日基準日においては「100分の1.275」及び「100分の85」とする。

附 則（平成28年規程第13号）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 削除

（平成28年の勤勉手当）

- 3 附則第1項の規定にかかわらず、第27条第2項に規定する「100分の85」は、平成28年6月1日基準日においては「100分の80」、同年12月1日基準日においては「100分の90」と、平成22年規程第57号附則第6項に規定する「100分の1.275」及び「100分の85」は、平成28年6月1日基準日においては「100分1.2」及び「100分の80」、同年12月1日基準日においては「100分の1.35」及び「100分の90」とする。

附 則（平成28年規程第44号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの扶養手当）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、第18条第3項の表は次表のとおりとし、第18条の2第1項の「その旨」は、「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場

合又は教職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第一号に該当する場合を除く。）」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第五号」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

第18条第2項に定める扶養親族たる者	扶養手当の月額
第一号（配偶者）	10,000円
第二号（子）	一人につき8,000円 (教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人について10,000円)
第三号から第六号（父母等）	一人につき6,500円 (教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人について9,000円)

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの扶養手当)

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、第18条第3項の表は次表のとおりとする。

第18条第2項に定める扶養親族たる者	扶養手当の月額
第一号（配偶者）、第三号から第六号（父母等）	一人につき6,500円
第二号（子）	一人につき10,000円

附 則（平成29年規程第25号）

- この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 附則第1項の規定にかかわらず、第27条第2項に規定する「100分の90」は、平成29年6月1日基準日においては「100分の85」、同年12月1日基準日においては「100分の95」と、平成22年規程第57号附則第6項に規定する「100分の1.35」及び「100分の90」は、平成29年6月1日基準日においては「100分の1.275」及び「100分の85」、同年12月1日基準日においては「100分の1.425」及び「100分の95」とする。

(平成30年4月1日における号給の調整)

- 平成30年4月1日において、37歳に満たない教職員（昭和56年4月2日以降に生まれた教職員をいう。）のうち、該教職員の平成27年1月1日の第11条1項の規程による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成30年4月

1日における号給は、この項の規程の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成29年規程第68号）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの教員免許状更新講習実施手当）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第23条の9第2項の適用について、「7,800円」とあるのは「9,000円」とする。

附 則（平成30年規程第45号）

1 この規程は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 附則第1項の規定にかかわらず、第26条第2項（2）に規定する「100分の130」は、平成30年6月1日基準日においては「100分の122.5」、同年12月1日基準日においては、「100分の137.5」と、第27条第2項に規定する「100分の92.5」は、平成30年6月1日基準日においては「100分の90」、同年12月1日基準日においては「100分の95」とする。

附 則（平成30年規程第91号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第9号）

1 この規程は、令和2年1月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（令和元年12月に支給する勤勉手当）

2 附則第1項の規定にかかわらず、第27条第2項に規定する「100分の95」は、令和元年12月1日基準日においては「100分の97.5」とする。

（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの住居手当）

3 附則第1項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、第20条第1項に規定する「16,000円」とあるのは「12,000円」とし、同条第2項第一号に規定する「27,000円」とあるのは「23,000円」と、「16,000円」とあるのは「12,000円」とし、同条第2項第二号に規定する「27,000円」とあるのは「23,000円」と、「17,000円」とあるのは「16,000円」とする。

（住居手当の経過措置）

4 令和2年3月31日において住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、令和2年4月1日以降においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、令和3年3月31日までの間、改正後の第20条の規定にかかわらず、附則第3項による住居手当の月額（以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 改正後の第20条第2項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員

二 旧手当額から改正後の第20条第2項の規定により算出される住居手当の月額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則（令和元年規程第26号）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 削除

附 則（令和2年規程第7号）

この規程は、令和2年9月17日から施行する。

附 則（令和2年規程第24号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第66号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の第28条第2項第二号の規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年規程第11号）

1 この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

- 2 附則第1項の規定にかかわらず、第27条第2項に規定する「100分の100」は、令和4年6月1日基準日においては「100分の95」、同年12月1日基準日においては「100分の105」とする。

附 則（令和4年規程第40号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第68号）

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
（令和5年の期末手当及び勤勉手当）
- 2 前項の規定にかかわらず、第26条第2項（2）に規定する「100分の122.5」は、令和5年6月1日基準日においては「100分の120」、同年12月1日基準日においては「100分の125」と、第27条第2項に規定する「100分の102.5」は、令和5年6月1日基準日においては「100分の100」、同年12月1日基準日においては「100分の105」とする。

別表第一	一般職本給表（一）	別紙のとおり
別表第二	一般職本給表（二）	別紙のとおり
別表第三	教育職本給表（一）	別紙のとおり
別表第四	教育職本給表（二）	別紙のとおり
別表第五	教育職本給表（三）	別紙のとおり
別表第六	医療職本給表（一）	別紙のとおり
別表第七	医療職本給表（二）	別紙のとおり
別表第八	別紙のとおり	
別表第九	別紙のとおり	
別表第十	別紙のとおり	